

3 月 7 日 (第 1 号)

令和4年豊能町議会3月定例会議会議録目次

令和4年3月7日（第1号）

出席議員	……………	1
議事日程	……………	2
開会の宣告	……………	4
町長あいさつ	……………	4
開議の宣告	……………	4
会議録署名議員の指名	……………	5
令和4年度町政運営方針	……………	5
 (議案提案説明)		
第3号議案	豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件…	1 2
第4号議案	豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の 件……………	1 2
第5号議案	豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の 件……………	1 3
第6号議案	豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関 する条例改正の件……………	1 3
第7号議案	豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償に関する条例改正の件……………	1 4
第8号議案	豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償に関する条例改正の件……………	1 4
第9号議案	豊能町都市計画法施行条例改正の件……………	1 5
第10号議案	豊能町太陽光発電施設の設置及び管理に関する 条例改正の件……………	1 6
第11号議案	豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件…	1 6
第12号議案	令和3年度豊能町一般会計補正予算（第7回） の件……………	1 6
第13号議案	令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業 勘定補正予算（第3回）の件……………	1 9

第 1 4 号議案	令和 3 年度豊能町国民健康保険特別会計診療 所施設勘定補正予算（第 4 回）の件……………	1 9
第 1 5 号議案	令和 3 年度豊能町後期高齢者医療特別会計補 正予算（第 2 回）の件……………	2 0
第 1 6 号議案	令和 3 年度豊能町下水道事業特別会計補正予 算（第 2 回）の件……………	2 0
第 1 7 号議案	令和 4 年度豊能町一般会計予算の件……………	2 1
第 1 8 号議案	令和 4 年度豊能町国民健康保険特別会計事業 勘定予算の件……………	2 3
第 1 9 号議案	令和 4 年度豊能町国民健康保険特別会計診療 所施設勘定予算の件……………	2 5
第 2 0 号議案	令和 4 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予 算の件……………	2 5
第 2 1 号議案	令和 4 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定 予算の件……………	2 6
第 2 2 号議案	令和 4 年度豊能町下水道事業特別会計予算の 件……………	2 7
(議案提案説明・質疑・討論・採決)		
第 2 3 号議案	工事請負契約の締結について……………	2 9
散 会 の 宣 告	……………	3 6

令和4年豊能町議会3月定例会議会議録（第1号）

年 月 日 令和4年3月7日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 12名

1 番	池田 忠史	2 番	才脇 明美
3 番	吉田 正子	4 番	中川 敦司
5 番	寺脇 直子	6 番	管野英美子
7 番	永谷 幸弘	8 番	永並 啓
9 番	小寺 正人	10 番	秋元美智子
11 番	高尾 靖子	12 番	川上 勲

欠席議員 なし

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	川村 哲也
教 育 長	森田 雅彦	総 務 部 長	仙波英太郎
まちづくり調整監	松本真由美	保健福祉部長	桑原 康男
住 民 部 長	大西 隆樹	都市建設部長	坂田 朗夫
こども未来部長	八木 一史		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	清水 義和
書 記	田中 尚子		

議事日程

令和4年3月7日（月）午前9時30分開議

- | | | |
|-------|-------------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 令和4年度町政運営方針 | |
| 日程第 3 | 第3号議案 | 豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件 |
| 日程第 4 | 第4号議案 | 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件 |
| 日程第 5 | 第5号議案 | 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件 |
| 日程第 6 | 第6号議案 | 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件 |
| 日程第 7 | 第7号議案 | 豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正の件 |
| 日程第 8 | 第8号議案 | 豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正の件 |
| 日程第 9 | 第9号議案 | 豊能町都市計画法施行条例改正の件 |
| 日程第10 | 第10号議案 | 豊能町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例改正の件 |
| 日程第11 | 第11号議案 | 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件 |
| 日程第12 | 第12号議案 | 令和3年度豊能町一般会計補正予算（第7回）の件 |
| 日程第13 | 第13号議案 | 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件 |
| 日程第14 | 第14号議案 | 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第4回）の件 |
| 日程第15 | 第15号議案 | 令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）の件 |
| 日程第16 | 第16号議案 | 令和3年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第2回）の件 |
| 日程第17 | 第17号議案 | 令和4年度豊能町一般会計予算の件 |

- | | | |
|---------|-----------|-------------------------------------|
| 日程第 1 8 | 第 1 8 号議案 | 令和 4 年度豊能町国民健康保険特別会計事業
勘定予算の件 |
| 日程第 1 9 | 第 1 9 号議案 | 令和 4 年度豊能町国民健康保険特別会計診療
所施設勘定予算の件 |
| 日程第 2 0 | 第 2 0 号議案 | 令和 4 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予
算の件 |
| 日程第 2 1 | 第 2 1 号議案 | 令和 4 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定
予算の件 |
| 日程第 2 2 | 第 2 2 号議案 | 令和 4 年度豊能町下水道事業特別会計予算の
件 |
| 日程第 2 3 | 第 2 3 号議案 | 工事請負契約の締結について |

開会 午前9時30分

○議長（管野英美子君）

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和4年豊能町議会3月定例会議を開会いたします。

皆様にはマスクの着用をさせていただいておりますが、発言の際にもマスクを着用のままでお願いいたします。

また、傍聴につきましては、スペースの関係上、傍聴者間の距離を取るために、本会議場の傍聴席には定員20名のうち5名の方のみ入っていただき、残りの方につきましては音声傍聴の形を取らせていただきますので御了承願います。

それでは定例会議に当たりまして町長より挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

おはようございます。

令和4年豊能町議会3月定例会議に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては大変御多用の中御参会賜りまして、誠にありがとうございます。平素からの精励に厚く御礼を申し上げます。

さて、このたびの定例会に提出をさせていただいております議案についてはお手元にお届けのとおり、条例改正9件、補正予算5件、当初予算6件、契約締結1件の計21件でございます。慎重に御審議賜り、いずれも原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

新年度の予算につきましては、財政再生計画と位置づけ、財政健全化と町の成長の両立し得る予算となっております。徹底的な事業の見直し、スクラップ・アンド・ビルドを徹底したものでありますが、財政調

整基金を取り崩さざるを得ない非常に厳しい財政運営となっております。後ほど、令和4年度町政運営方針につきましてお時間のほうを頂きまして、主な施策と概要につきまして御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞ御理解をいただき、議員の皆様のお支援をいただきますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、3月定例会議の会議期間は、本日から3月24日までの18日間といたします。

議事に入る前に御報告いたします。

去る3月4日、町長及び議長の連名により、ロシア連邦大統領ウラジーミル・ウラジーミロヴィチ・プーチン大統領あてに抗議文を提出いたしました。内容につきましては朗読をもって報告いたします。

抗議文。

ロシア連邦大統領ウラジーミル・ウラジーミロヴィチ・プーチン閣下。

去る2月24日、貴国はウクライナへの軍事侵攻を行った。このことは、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国際憲章に違反する行為であり、断じて容認できない。豊能町は核兵器の廃絶を全世界に訴える「非核平和都市宣言」の理念に基づき、貴国軍による攻撃やウクライナの主権侵害に断固抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、即時に完全かつ無条件で撤退するよう、貴国に対し、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

令和4年（2022年）3月4日。

日本国大阪府豊能町長塩川恒敏。

日本国大阪府豊能町議会議長菅野英美子。
以上、報告いたします。

次に、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、10番・秋元美智子議員及び11番・高尾靖子議員を指名いたします。

日程第2「令和4年度町政運営方針」を議題といたします。

町長から町政運営方針の説明を求めます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

それでは、まず、はじめに、豊能町議会3月定例会議の開会にあたり、令和4年度の町政運営における基本的な考え方と主な施策を申し上げ、町議会議員並びに住民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和の元号とともに、新たな時代を創り出すことを決意し、平成31年3月3日の就任から今日まで、所信である「教育改革」、「住みやすいまちづくりと活性化」、「行財政改革」に重点を置き、地域課題を把握するため、毎年自治会単位での町政懇談会を開催するなど、住民目線に立った様々な施策に取り組んでまいりました。とりわけ、コロナ禍というこれまでに類を見ない事態に直面する中、新型コロナウイルス対策関連の補正予算を幾度となく編成し、感染拡大防止対策とワクチン接種及び給付金事業を進めるとともに、地域コミュニティの回復、地域経済活動の回復を目指し、迅速かつ的確に様々な取り組みを進めてまいりました。まだまだ終息の兆しは見えませんが、社会が急変する中であっても、これからも当たり前前の生活を続けていけるように、その変化に柔軟かつ迅速に対応しなければなりません。それぞれができる感染

対策をお願いするとともに、3回目のワクチン接種につきましても、接種を希望する人が安全・安心、円滑・確実に接種を受けられるよう、国・府と連携しながら引き続き全力で取り組んでまいります。

さて、所信の第一に掲げております「教育改革」につきましては、豊能町の未来を担う子どもたちのために、これまで本町が取り組んでまいりました「保幼小中一貫教育」を推進するとともに、令和8年4月に東西それぞれに施設一体型の義務教育学校として、小学校校舎と中学校校舎において再編・統合すべく取り組みを進めております。

東地区におきましては、先行して本年4月から小中一貫教育が始まります。お子様が安心して通学することができるよう、在校の保護者、また、これからご入学されるお子様の保護者への説明会及び住民対象の説明会を開催するとともに、地域とともに魅力ある学校づくりのため、学校運営協議設立準備委員会では熟議が繰り返され、通学路など様々な課題を解決しながら準備を整えているところでございます。

また、令和3年6月に子ども・子育て審議会へ諮問させていただきました、西地区における認定こども園設置につきまして、本年1月に、これまで町で培ってきた質の高い保育・教育サービスやノウハウを継承し、子どもと保護者の意見が反映される「公私連携保幼連携型認定こども園」を選択することを趣旨とする答申をいただきました。この提言内容を受け、今後は具体的な設置検討を進めてまいります。

次に、第二の「住みやすいまちづくりと活性化」につきましては、令和2年8月に総合まちづくり計画審議会へ諮問させていただきました令和4年度からの10年計画につきまして、本年2月に答申をいただき、

10年後のあるべき姿と、その実現に向けたまちづくりを進めていくための指針として、「豊能町総合まちづくり計画」を策定することができました。10年間という長期的な展望を持ち推進する一方で、時代の変化に応じた見直しと迅速に対応していくことを積み重ねながら、今後は、新たなまちの将来像であります「自然に抱かれた多様性・創造性で未来が輝くまち とよの」の実現に向けまして、引き続き、地域と共に創る“地域協働”のもと全力で町政運営に努めていく所存であります。

また、本町が抱える人口減少や少子高齢化といった課題解決には、地域協働とあわせて公民が連携して課題解決に取り組める環境の構築が不可欠です。しかし、行政のデジタル化や多様な住民サービスとの連携は、単独自治体だけでは人材面でも財政面でも課題が多くあります。そのため、大阪府が立ち上げた「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」にいち早く参画し、公民連携でのスマートシティサービスを検討してまいりました。令和3年度にスマートシティの具体的な取り組みとして、一般社団法人コンパクトスマートシティプラットフォーム協議会が主体となり、本町をフィールドにした実証実験が始まりました。現在、30社以上の企業と連携し、14のカテゴリからなる様々なサービスを展開していく予定にしております。スマートシティサービスは、常に住民の声を聞きながら進化し続けるものであります。住民にアンケートを取りながら、より効果の高いサービスを選択し、住民のQoLの向上に寄与してまいります。同じく令和3年には、池田泉州銀行株式会社と包括連携を進めるための、「まち活協定」を締結いたしました。双方が持つ資源を有効に活用し、多岐にわたる分野に連携して取り組み、地域に密着

した住民サービスの向上を図ってまいります。このほか、大阪大学との連携による取り組みからは、高齢者の見守りタグ事業や、武庫川女子大学との連携による取り組みからは「とよの健康体操」などが生まれ、健康寿命延伸についても産官学連携による施策効果の拡大を目指してまいります。

次に、第三の「行財政改革」につきましては、人口減少に伴う町税の減少など、歳入の状況は非常に厳しい状況が続いておりますが、選択と集中を徹底し、魅力ある地域づくり、地域課題の解決を推し進めなければなりません。住民サービスの維持・向上のため、また、持続可能な行財政運営のためには、人口規模や財政状況を踏まえた適正な行財政改革が不可欠です。令和3年6月に公共施設再編検討委員会へ諮問させていただきました、公共施設再編の在り方につきまして、本年1月に中間報告書として報告いただきました。その中では、公共施設の今後の維持管理および運営の考え方、施設更新・再編を進める際の基本的な考え方などを取りまとめていただきました。今後、各個別の施設の在り方について、住民とも十分意見交換を行いながら、町の将来を見据えた協議を積み重ねてまいります。また、「行財政改革プラン2019」により、「組織機構の改革」、「行政経営の改革」、「財政運営の改革」、「施設運営の改革」を推進し、健全な財政運営及び持続可能なまちづくりを進め、「健全化」と「成長」の両立しうる財政基盤を構築できるよう庁内全体で進めてまいります。

令和4年度当初予算案。本町の財政状況は、令和2年度一般会計の決算で、実質収支は1億8,811万円の黒字となりました。しかし、長年の課題である町税の減少傾向は継続しており、国の財政措置次第で、町の財政状況が大きく左右される状況が続い

ています。経常的な一般財源がどの程度経常的な経費に充てられるかを示す経常収支比率は、99.8%と前年度より4.4ポイントの減となったものの、基金の取崩しによる財政運営は続いており、基金残高の減少と財政状況の硬直化は今後も続く予想されます。さらに、学校再編等、将来への投資を始め、公共施設やインフラ整備の更新費用、増加する医療費等の社会保障関係経費等、多額の財政負担が見込まれます。このため、令和4年度当初予算編成方針を「財政再生計画」と位置づけ、今までの事業体系にとらわれることなく、全ての事業をゼロベースで再度精査し、限られた財源を効果的かつ実効性のある施策に重点的に配分いたしました。本町の令和4年度当初予算案の総額は、一般会計69億3,200万円、特別会計65億1,900万円、合計134億5,100万円であります。こうした情勢の中、総合まちづくり計画の将来像であります「自然に抱かれた多様性・創造性で未来が輝くまちとよの」の実現に向けた施策をいかに実行していくのか、令和4年度における施策につきまして3つの基本指針に沿ってその一端を申し述べさせていただきます。

基本指針1「住民主役のまちをつくり出す“ひとづくり”」について。

まちの活力を維持し続けるためには、人と人がつながり合い、住民が主人公のまちづくりを推進することで、まち全体に魅力と賑わいをつくり出すことが必要であります。1. まちの未来につながる教育の推進。少子化に伴い児童・生徒の人数が減少している学校の再編・統合については、学校を中心としたまちづくりを見据え、令和8年4月に東・西地区それぞれに9年制の「義務教育学校」開校を目指し、準備を進めていきます。東能勢中学校の第1期改修

工事が終わり、4月からは「東能勢小中学校（愛称）」が開校します。小学校校舎では、前期学部（1～4年）において自然体験型学習を大切にした教育活動を行い、基礎基本を身に付けることを目指します。中期学部（5～7年）の5・6年生も中学校校舎で学ぶこととし、「教科担任制」を先行実施して東・西地区の義務教育学校に繋がります。後期学部（8・9年生）は、義務教育の9年間の総まとめとして発展的、応用的な学習につなげ、希望する進路実現を目指します。

西地区においては、吉川中学校の長寿命化改修工事の実施設計を行います。また、吉川保育所とひかり幼稚園を統合し、新たな認定こども園設置に向けて協議を進めていきます。また、保幼小中一貫教育ブランドデザインで示す「豊能町に誇りをもち、自信をもって社会を生き抜く子ども」の育成を目指し、次の5項目を推進します。

①15年間をつなぐ「保幼小中一貫教育」のカリキュラムの作成を行うとともに授業研究を各学校園で行います。②確かな学びを進めるため、児童生徒一人一台のタブレットの活用を様々な学習活動のなかで進めます。③グローバル人材の育成を目指し、保育所・幼稚園からの「英語活動」の試行実施を行います。④地域の素晴らしい学習素材を活用し、地域の将来のことを地域の方々と一緒に考え学ぶ「とよの未来科」を令和5年度から全学年で学ぶための試行実施を行います。⑤「地域とともにある学校づくり」の実現のため、「学校運営協議会」を設置し、熟議を通して目指す子どもの姿やビジョンを共有し、学校・家庭・地域の連携・協働した取組を進めます。

生涯学習とスポーツの振興については、広域連携事業として、図書館においては、箕面市と協定を結び令和4年3月から豊能

町箕面市図書館相互利用事業を開始しました。これによりお互いの図書館を当該住民同様に利用することができるようになり、一層の利便性の向上を図っていきます。また、シートスについては、令和4年度より指定管理者が変更となりますが、引き続き「子どもから高齢者まで誰もがスポーツに参加できるサービス」の提供を務めながら、地域イベントの連携などにより利用者増につなげていきます。

人権に向き合うひとづくりについては、平成28年度に女性活躍推進法が制定されたことをうけ、女性活躍室を設置し事業を展開してきましたが、社会情勢の変化に対応した施策の推進を図るため、男女共同参画室に組織を改編し、誰もが性別の意識することなく活動できる社会の実現を目指し、男女共同参画プランの更新に向けた住民意識調査を実施するとともに、ニーズに合った様々な施策を実施します。

2. いつまでも健康で、みんなが活躍するまち。本町は、高齢化率が47%を超え、ますます「健康寿命の延伸」をキーワードとした取り組みが必要不可欠となっています。そのため、健康寿命の延伸と健康格差の縮小や生活習慣病の発症予防と重症化予防などについて引き続き、民間事業者・大阪府・豊能町・大学との産官学連携により、各種健（検）診率の向上と重症化予防の取り組みを進めていきます。また、ウォーキング等の健康づくりに継続的に取り組んでいただけるよう、スマートフォン用ヘルスアプリ「とよのんウォーキング」を提供して、健康づくりのきっかけをつくり、行動変容を促し、高齢者のフレイル予防に取り組めます。胃がん検診事業については、現在実施しているバリウムによる胃部バリウム検査に加え、新たに胃カメラによる胃内視鏡検査も実施し、胃がんの早期発見や治

療を行うことにより更なる町民の健康づくりに取り組みます。多様化する福祉に関する総合的な相談支援については、障害者基幹相談支援センターとしての役割を有している福祉相談支援室において、専門職による障害者（児）やその家族に対する相談支援、障害福祉サービス事業所への連携・支援の更なる充実を務めます。

3. 安心して子どもが産める環境づくり。令和3年は、前年と比較して出生数が増加しました。安心できる出産と切れ目のない子育て環境、相談支援体制の充実を図るため、子育て世代包括支援センターを中心に、母子保健コーディネーターなどの専門家による支援体制の充実に努めます。また、子育て家庭の交流やつながりをつくるため、公民連携の取り組みとして、池田泉州銀行光風台出張所内の空きスペースを活用し、未就学児の親子が気軽に集える憩いのスペースやエストニア玩具を使ったプレイルームの開放、また、多世代が交流できるコミュニティ空間として、「まち活とよのリビングラボ」を提供していきます。同じく、池田泉州銀行との連携事業として、不妊治療や妊娠前後の体調管理・診療等の「妊活」、乳幼児の保育や学生の教育等の「育活」に必要な資金への融資に対し、利息の一部を補助することで、経済的な負担軽減を図り、妊娠、出産から子育て期の家庭の応援事業を実施します。

4. まちを好きと思ってもらえる移住・定住促進。豊能町のファンを増やす取り組みとして、イメージキャラクター「とよのん」のPR活動を通じて、本町の様々な魅力や特性、また、特産品や観光資源等をフェイスブックやインスタグラムなどを効果的に活用しながら、町内外に積極的に発信していきます。

魅力ある公園の利活用策については、武

庫川女子大学との連携事業により進め、住民に愛される公園のあり方を考え、人と人のつながりの場づくりに努めていきます。

移住促進については、人口減少と急激な高齢化に伴い、現在約1,000件の空き家数は今後も増加することが予測されます。空き家の利活用を促進するために、自治会と連携した空き家の掘り起こしモデルを検討し、移住希望者に対してマッチング支援を行っていきます。また、池田泉州銀行（株）との連携による「まち活セミナー」を開催し、空き家活用の促進に取り組みます。

基本指針2「未来の活力を生み出す“しごとづくり”」について。

だれもが働きやすく、活気あふれるまちづくりのためには、担い手不足が深刻化している農業への対策や、ポストコロナ・ウィズコロナの中での新しい働き方、また多様な人々が多様な働き方を実現できることが必要であります。

1. まちで働く人を応援。都市計画策定・運用事業として、上位計画である豊能町総合まちづくり計画の策定を受け、新たな沿道整備等が可能となるような土地利用ルールの基盤となる「都市計画マスタープラン」を改定し、市街化調整区域の沿道のポテンシャルを活かした提案基準策定を進めます。

2. 人や仕事を呼び込むテレワークの推進。新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークが全国的に推奨されています。そのような中で、本町は自宅で仕事ができるだけのスペースを確保しやすいことや、自然に囲まれた住み良い環境であることから、テレワークと大阪市内などへの通勤が両立できる環境にあります。本町でもテレワークで仕事ができるということを積極的にアピールすることで、新たな人や仕

事の呼び込みに取り組みます。

3. 地域経済を循環させる。地域の魅力創出事業として、地域外の人材を積極的に誘致し、地域力の維持・強化に取り組むために、地域おこし協力隊を受け入れ、株式会社能勢・豊能まちづくりと連携して、経済やエネルギー、資源が循環するまちづくりを推進します。農空間整備については、高齢化の進行に伴い、農業従事者の後継者不足が深刻化してきている問題への対応策として、担い手への農地の集積・集約化を進め、生産性の向上を図り持続可能な農業経営を目指すため、牧地区と高山地区では場整備事業に取り組みます。

農業施策については、遊休農地の増大を引き起こす一因となっている、農業従事者の高齢化や後継者不足に対応するため、就農を希望する方に対して、必要な技術や知識、経営ノウハウを学ぶ「とよの就農支援塾」を開講し、農業の担い手育成を行います。また、町内の農地で営農を開始しようとする新規就農希望者に対し、就農時に支障となっている農業用機械等の購入費用の一部を補助することで就農を促し、農業従事者の確保と遊休農地の解消を図ります。

4. 地域産業を元気にする6次産業化。地産地消を推進するため、豊能町直売所運営協議会と連携し、豊能町産農産物の流通拠点である直売所「志野の里」の運営を支援することで町内農業の活性化を図ります。

野生鹿・猪等による農産物等への被害は、収益を減少させるだけでなく、従事者の意欲を減退させてしまう深刻な問題であることから、野生鹿・猪等の農林業被害を最小限に留めるため、地元猟友会の協力のもと、個体数の調整を行うとともに、可動式の有害鳥獣捕獲檻貸出や獣害防止柵等設置費用の助成を行います。また、狩猟従事者減少の問題に対しても、狩猟免許取得にかかる

費用の補助を実施し、人材育成を図ります。

基本指針3、「緑の中で楽しく暮らせる“まちづくり”」について。10年後の未来に本町で快適な暮らしを送り続けるためには、環境に配慮しつつも、スマートシティに向けAIやICTといった先端技術も活用しながら、誰もが快適で、暮らしを豊かにするための取り組みが必要であります。

1. 住民のQoL向上をめざしたコンパクトなまちづくり。本町のまちづくりにおける大きな課題の一つである地域公共交通については、リレー便及び豊能西線の再編を行い、一部便を光風台駅から千里中央駅まで延伸する実証実験を実施し、新たな交通需要を促進します。また、東地区デマンドタクシーを支所前まで延伸し、東西間の移動ニーズに応えます。さらに、人流データの取得・活用やAIオンデマンド交通による実証実験を実施し、次世代モビリティの導入を検討していきます。こうした効率的・効果的な公共交通の運行ネットワークを形成することで、まちの活性化や住民満足度の向上につなげていきます。

防災対策については、自治会・自主防災組織の方々をはじめ住民の皆さまにご理解・ご協力いただき実施している指定避難所開設・運営訓練について、今後も実践的な内容を計画し、継続して実施します。

消防団については、各種災害時における多様なニーズに対応するため、消防署との更なる連携強化を図り迅速な消防活動に努めるとともに、装備品の充実など活動環境の整備を実施します。

町内の道路については、安全で安心して通行できるよう各種点検結果から策定した修繕計画に基づき、健全化・長寿命化を図っていきます。令和4年度から5年度にかけては、光風台大橋の改修工事を行い、長寿命化に取り組みます。これら町内の道路

施設を計画的に維持管理することで平時のみならず、災害発生時を含めた交通の円滑化・安全性確保を推進していきます。

下水道については、老朽化は顕著であり、また人口減少による使用料収入の減少など、その運営状況は厳しい状況です。将来にわたって持続可能な機能確保・運営をするため「ストックマネジメント計画」に基づく計画的な点検調査・改築更新を行い、ライフサイクルコストの低減を図るとともに、地方公営企業法の適用に向けた準備を進め、「経営の見える化」による経営基盤の強化を図ります。

自治体DXの推進については、窓口での証明書手数料の納付をクレジットカードや電子マネー等による決済を可能とし、納税においてもクレジットカード決済を可能とするなど、感染症対策と住民の利便性向上に努めます。また、マイナンバーカードを利用した住民票と印鑑証明書のコンビニ交付システムを導入し、住民サービスの充実を図ります。

マイナンバーカードに関する手続きについても、インターネットで予約が可能となる管理システムを導入し、交付等の手続きの円滑化と窓口業務の効率化を図ります。

2. 人が活躍できる地域コミュニティづくり。公園・緑地・街路等の樹木は、整備後50年近くが経過し大径木化・高齢化しています。大規模自然災害などによる倒木の恐れが高いことから「支障木伐採計画」に基づき、緊急度の高い支障木から順次伐採し適正な維持管理に努めるとともに、引き続き擁壁の補強等を進め今後の維持管理費用の低減と住民生活の安心・安全を図ります。

地籍調査推進事業については、登記所に備え付けられている公図と土地登記簿が実態と整合していないことから、地籍調査の

実施により地籍を明確化することで、行政活動や経済活動が効率的に行われる環境を整備するとともに、大規模災害が発生した際の迅速な復旧・復興が可能となるまちづくりの基盤を構築し、町内における土地の保全及びその利用の高度化を図ります。

3. 低酸素社会の実現による持続可能なまちづくり。森林整備については、森林がもつ公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることに繋がります。しかし一方で所有者や境界が分からない森林の増加や森林整備の担い手不足等が大きな課題となっています。そのため、災害防止・国土安全機能強化等の観点から森林環境譲与税を活用し、地番参考図の整備や間伐等の森林整備を進めていきます。

ごみの適正な処理と減量・資源化については、低炭素社会の実現をめざすために、住民や事業者に対して、ごみ減量の工夫や方法についての意見交換の場を設けるとともに、ごみ分別の研修やごみ減量化・資源化のための街頭PR活動等を実施し、さらなるごみの減量化・資源化を図ります。

役場周辺の倉庫等に仮置きしている廃棄物につきましては、旧双葉保育所跡地に遮断型最終処分場を建設する計画で進めてまいりましたが、現在は、地元自治会等と意見交換を交えた協議を進めており、今後も保管物の現状等について丁寧な説明を行いながら、ダイオキシン問題の解決の道すじとなる取り組みを進めていきます。

4. 交流人口の増加で新たな風土づくり。観光事業については、近年、本町においてもバイカーやサイクリストの来訪が多くなっていますが、その行動範囲は本町に留まるものではないことから、近隣市町と連携

し、地域の景観、観光資源を活用したモデルルートの設定やイベント等、バイクツーリズム・サイクルツーリズムを模索して行きます。現在は隣接の亀岡市と連携した協議を進めています。

むすびに。以上、新年度のまちづくりに臨む私の所信の一端と主な施策の概要について申し上げます。これまでに述べてまいりました様々な施策の実現には、健全な財政を維持することが不可欠であります。少子高齢化や人口減少等の影響による社会保障費や公共施設等の維持管理経費をはじめ、年々増加する歳出需要全般への対応など、依然として財政状況は厳しい状況にあります。限りある財源を有効に活用するため、事業の執行にあたっては、最少の経費をもって最大の効果が図られるよう創意工夫を行うとともに、政策的経費にかかわらず、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、計画的かつ効率的な財政運営を推進するとともに、自主財源の確保に努めなければなりません。

ふるさと納税につきましては、返礼品のリニューアルや取り扱いサイトを増やすなどの工夫をしながら、引き続きふるさと納税の趣旨に合った健全な形で、ふるさと納税の充実を図り、豊能町の認知度向上と財源確保に努めてまいります。

また、何事におきましても、住民の皆さまへの説明責任をしっかりと果たし、まちづくりに参画いただけるよう職員一人ひとりが常に住民目線で物事を考え、町政運営に取り組んでまいります。

令和4年度は、私が町政をお預かりして一期目の最終年度であり、まとめの年でもあります。本町には解決すべき課題が山積していますが、未来の世代が過度な負担を背負いこむことがないよう持続可能な財政運営を図り、次世代の子どもたちが素晴ら

しい豊能町を引き継いでいけるよう、そして本町の未来が明るいものとなるよう、全力を尽くしてまいり所存であります。

以上、様々に申し上げてまいりましたが、これら諸施策の実現は、私ひとりでは到底成しえるものではございません。緊張感とスピード感をもって誠実に、意思決定機関である議会や町民の皆さまのご意見を伺いながら、職員と一丸となり全力を注いでまいりる決意であります。議員各位並びに町民の皆さまのご理解とご支援を心からお願い申し上げます。令和4年度の町政運営方針といたします。ありがとうございます。

○議長（管野英美子君）

ここで、議場換気のため暫時休憩いたします。再開は午前10時30分といたします。

（午前10時17分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（管野英美子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3「第3号議案 豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

おはようございます。

それでは、第3号議案、豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の3ページから5ページ並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

本件は、国において行われる一般職の国家公務員に対する措置内容に準じ、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置などを講ずるため所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。

第2条第4号及び第19条第2号は、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するため、引き続き在職した年数が1年以上との要件を廃止するものでございます。

第23条は、妊娠または出産などについての申出があった場合における措置などを新たに規定するもので、任命権者は育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないこと、また申出したことに対する不利益な取扱いを受けないよう規定するものでございます。

第24条は勤務環境の整備に関する措置を新たに規定するもので、育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう職員に対する育児休業の研修、相談体制の整備及びその他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を規定するものでございます。

第25条は第23条及び第24条の内容を追加したことによる条ずれでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第4「第4号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

それでは、第4号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の6ページから7ページ並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

本件は、国において行われる一般職の職員の給与に関する法律などの一部を改正する法律の改正内容に準じ、一般職の職員の給与の改定を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。

第22条第2項において、再任用職員以外の職員の期末手当支給月数を0.075月引き下げ、期末勤勉手当の年間支給月数を4.45月から4.30月に改定するものでございます。また、同条第3項において再任用職員の期末手当支給月数を0.05月引き下げ、期末勤勉手当の年間支給月数を2.35月から2.25月に改定するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございますが、令和4年6月に支給する期末手当の額につきまして、条例第22条第2項及び豊能町一般職の職員の給与に関する条例第27条第1項から第3項まで、第5項、第6項または第8項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に職員の区分ごとに定める割合を乗じて得た額を減じた額とする特例措置を設けるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第5「第5号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

それでは、第5号議案、豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の8ページから9ページ並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

本件は、国において行われる一般職の国家公務員などの期末手当に関する措置内容に準じて、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数の改定を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。

第4条第3項において6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の222.5から100分の215に、支給月数で申し上げますとそれぞれ0.075月分引き下げ、年間の支給月数を4.45月から4.30月分とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございますが、先ほど御説明いたしました第4号議案、豊能町一般職の給与に関する条例改正の附則と同様に、令和4年6月に支給する期末手当の額につきまして、条例第4条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に225分の15を乗じて得た額を減じた額とする特例措置を設けるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第6「第6号議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

それでは、第6号議案、豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の10ページから11ページ並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

本件は、国において行われる一般職の国家公務員などの期末手当に関する措置内容に鑑み、町議会議員の期末手当の支給月数の改定を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。

第4条第2項において、6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の222.5から100分の215に、支給月数で申し上げますとそれぞれ0.075月分引き下げ、年間の支給月数を4.45月から4.30月分とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございますが、先ほど御説明いたしました第4号議案、豊能町一般職の給与に関する条例改正の附則と同様に、令和4年6月に支給する期末手当の額につきまして、条例第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする特例措置を設けるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第7「第7号議案 豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

それでは、第7号議案、豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正の件について御説明いたします。

提案理由の説明ですが、非常勤特別職として新たにデジタル専門官の報酬の額について定める必要があるため所要の改正を行うものです。

条例の改正内容ですが、別表の学校医、学校歯科医若しくは学校薬剤師又は保育所の嘱託医若しくは嘱託歯科医その他これらに準ずる者の項の次にデジタル専門官の報酬額の規定を追加するもので、報酬額は月額6万円としております。

デジタル専門官は行政のデジタル化に対応するため、情報通信技術ICTの知見を持ち、自治体現場の実務に即し情報システムの導入などに関する助言、調査などを行う者として外部人材を任用するものです。

なお、附則といたしまして、この条例改正、条例は令和4年4月1日から施行いたします。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第8「第8号議案 豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

おはようございます。

それでは、第8号議案、豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正の件につきまして御説明させていただきます。

議案書の14ページから15ページ、条

例の概要説明書、新旧対照表を併せて御覧ください。

提案理由は、非常勤特別職として新たに学校運営協議会委員の報酬の額について定める必要があるため、所要の改正を行うものです。

条例の改正内容について御説明申し上げます。別表の学校問題調査対策委員会委員の次の項の次に、学校運営協議会会長、同副会長、同委員の報酬額の規定を追加するもので、報酬は会長年額2万5,000円、副会長年額2万3,000円、同委員2万円と定めるものです。

学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5により、教育委員会は、当該学校の運営及び運営に必要な支援に関して協議する機関として、令和4年4月より、保護者、地域住民及び学校教職員等で構成し設置するものでございます。

なお、附則としまして、この条例改正は令和4年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第9「第9号議案 豊能町都市計画法施行条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

おはようございます。

それでは、第9号議案、豊能町都市計画法施行条例改正の件について御説明させていただきます。

議案書16ページをお開きください。

豊能町都市計画法施行条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでござい

ます。

提案理由ですが、都市計画法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして条例の概要資料を御覧ください。

条例の概要といたしましては、頻発する、激甚化する自然災害により市街化調整区域の災害リスクの高い区域で住宅等の開発を厳格化するため、政令が改正されることとなりました。これにより開発許可をすることができる開発行為を条例で定める場合の政令の基準等が改正されることに伴い、本条例も併せて改正するものでございます。

主な改正の内容につきましては、新旧対照表を御覧ください。

まず第3条と第4条につきましては、第3条及び第4条中第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地を、第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号に掲げる、に改めるものでございます。これにより、今まで条例において開発できない区域として規定済みであった区域に浸水被害防止区域と土砂災害警戒区域と浸水想定区域の三つを追加するものでございます。

続きまして、別表11についてですが、別表11の項中第60条を第60条第1項に改め、規定の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。また、経過措置として、この条例の施行の際、現に都市計画法第29条第1項、第35条の2第1項または第43条第1項の規定により許可の申請がされている場合の当該申請に係る許可の基準については、この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間は改正後の規定にかかわらず、従前による

ものとしします。

説明は以上でございます。御審議賜り御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第10「第10号議案 豊能町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

おはようございます。

それでは、第10号議案、豊能町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

本件につきましては、本条例において引用する、電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法が改正されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

条例改正の概要及び新旧対照表を御覧ください。

改正内容は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法と改められましたので所要の改正を行うものでございます。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第11「第11号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

それでは、第11号議案、豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件につきまし

て御説明を申し上げます。

議案書の20ページから21ページ、条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

改正の理由ですが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容ですが、第3条第2項ただし書にございます「ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合はこの限りでない。」の部分を削るものでございます。

損害補償を受ける権利を譲渡し、担保に供し、または差し押えることはできないとされておりますが、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う当該権利を担保とした貸付けはその例外とされております。今般、年金制度の機能強化のための国民年金法などの一部を改正する法律によりこれらの貸付けが廃止となることから、当該権利を担保とすることのできる特例を削除するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例改正は令和4年4月1日から施行することとし、経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である傷害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行日以降もなお従前の例により担保に供することができるものといたします。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第12「第12号議案 令和3年度豊能町一般会計補正予算（第7回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

おはようございます。

それでは、第12号議案、令和3年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の3ページを御覧ください。

令和3年度豊能町一般会計補正予算（第7回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,786万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ87億2,645万4,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、4ページから7ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

8ページを御覧ください。

第2条といたしまして、継続費補正（変更）でございます。

令和2年度からの継続費事業でございますが、小中一貫校施設整備事業について、事業費が確定したことにより総額及び年割額を減額するものでございます。

9ページを御覧ください。

第3条といたしまして、繰越明許費の補正でございます。「第3表 繰越明許費補正」に記載のとおり、引越しワンストップサービス導入事業につきましては国の補助金の対象となったため、この補正予算に計上している事業でございますが、年度内に事業が完了する見込みがないため繰越するものでございます。

次の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業につきましては、4月以降も給付が見込まれ、年度内に事業が完了する見込みがないため繰越するものでございます。

次に、地域密着型サービス等整備等助成

事業につきましては、ときわ台に移転整備しておりますデイサービス施設の整備が年度内に完了する見込みがないため繰越するものでございます。

次に、牧地区ほ場整備事業につきましては、国の補正予算により事業費が追加されたためこの補正予算に計上している事業でございますが、年度内に事業が完了する見込みがないため繰越するものでございます。

最後に、道路舗装事業につきましては、国の補正予算により社会資本整備総合交付金の対象となったためこの補正予算に計上している事業でございますが、年度内に事業が完了する見込みがないため繰越するものでございます。

次に、10ページを御覧ください。

次に、第4条といたしまして、債務負担行為の補正でございます。「第4表 債務負担行為補正（変更）」に記載の各事業につきまして、いずれも事業費が確定いたしましたため減額するものでございます。

次に、11ページを御覧ください。

次に、第5条といたしまして、地方債の補正でございます。「第5表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、追加と変更がございます。

追加でございますが、農地中間管理機構関連農地整備事業債につきましては、国の補正予算により事業費が追加された牧地区ほ場整備事業に係る地方債を新たに発行するものでございます。

次に、変更でございますが、道路舗装事業債につきましては、国の補正予算により社会資本整備総合交付金に係る事業費が増額となったことに伴い補正するものでございます。

小学校施設整備事業債から公園施設災害復旧事業債につきましては、事業費が確定したことにより減額するものでございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に歳出について御説明申し上げます。20ページを御覧ください。

今回の補正につきましては事業費の確定に伴う不用額の減額と、歳入の確定に伴う財源振替を行います。それら不用額と財源振替の説明は省略いたしますので御了承願います。

款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の1. 人件費事業でございますが、早期退職者4名分の退職手当を補正するものでございます。同じく7. 基金管理事業でございますが、令和3年度普通交付税の再算定により臨時財政対策債償還基金費で算定された普通交付税を町債管理基金積立金へ積立てを行うものでございます。

次に、21ページを御覧ください。

項3・戸籍住民基本台帳費、目1・戸籍住民基本台帳費、2. 戸籍事務等窓口業務事業でございますが、業務委託料につきまして国の補正予算を財源とした引っ越しワンストップサービス導入事業の増額分と、戸籍システム改修対応事業の減額分の差額を補正するものでございます。

次に、25ページを御覧ください。

款6・農林水産業費、項1・農業費、目4・農地費の5. ほ場整備事業でございますが、令和4年度実施予定の事業を国の補正予算により実施することとなった増額分と、事業費確定に伴う減額分の差額を補正するものでございます。

次に、28ページを御覧ください。

款8・土木費、項2・道路橋梁費、目2・道路舗装費の1. 道路舗装事業でございますが、国の補正予算による吉川中央線の舗装工事に係る工事費を補正するものでございます。

次に、30ページを御覧ください。

款10・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費、11. 子ども・子育て支援事業でございますが、令和2年度子ども・子育て支援交付金の額確定に伴い償還金を補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

15ページへお戻りください。

款12・地方交付税、項1・地方交付税、目1・地方交付税、節1・地方交付税の1. 普通交付税でございますが、実績確定に伴い普通交付税を増額するものでございます。

款16・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節2・戸籍住民基本台帳費国庫補助金の1. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました引っ越しワンストップサービス導入事業に係る国庫補助金でございます。

目4・土木費国庫補助金、節3・道路舗装費国庫補助金の1. 社会資本整備総合交付金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました道路舗装事業に係る国庫補助金でございます。

次に、16ページを御覧ください。

目5・教育費国庫補助金、節1・事務局費国庫補助金の3. 要保護児童生徒援助費国庫補助金でございますが、就学援助事業に係る国庫補助金でございます。

次に款17・府支出金、項2・府補助金、目7・土木費府補助金、節1・土木総務費府補助金の1. 地籍調査推進事業補助金でございますが、地籍調査推進事業に係る府補助金でございます。

次に、18ページを御覧ください。

款20・繰入金、項1・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金であります。今回の補正による財源調整として2億4,25

5万4,000円を減額するものでございます。

款22・諸収入、項3・雑入、目3・雑入、節1・雑入の76. 高齢者保健事業受託金でございますが、高齢者保健事業と介護予防等の一体的実施に係る大阪府後期高齢者医療広域連合からの受託金でございます。

次に、19ページを御覧ください。

款23・町債でございますが、11ページの「第5表 地方債補正」で申し上げたとおりでございます。

以上、簡単でございますが、補正予算に係る説明とさせていただきます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第13「第13号議案 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

おはようございます。

それでは、第13号議案、令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の3ページをお開き願います。

令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,892万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ28億489万5,000円とするものでございます。

それでは歳出より御説明いたします。

お手元の補正予算書9ページをお開きください。

款8・諸支出金、項2・繰出金、目1・直営診療施設勘定繰出金のマイナス1,892万9,000円は、国保診療所における電子カルテシステム更新に係る特別調整交付金が令和4年度の交付となったことなどに伴う繰出金の減額でございます。

歳出は以上です。

続きまして歳入について説明いたします。8ページを御覧ください。

款5・府支出金、項1・府補助金、目2・保険給付費等交付金、マイナス1,892万9,000円は、先ほど歳出で御説明申し上げました特別調整交付金の減額でございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第14「第14号議案 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第4回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

第14号議案、令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の3ページをお開き願います。

令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第4回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億658万5,000円とするものでございます。

第2条といたしまして、債務負担行為の補正でございます。6ページ第2表にお示

ししておるとおり変更するものでございます。これは、電子カルテシステムの更新事業について契約金額が確定したことによるものでございます。

それでは歳出より御説明いたします。

お手元の補正予算書10ページをお開きください。

款2・医業費、項1・医業費、目3・医療用機械器具費の1,000万円の減額は、診療所の電子カルテシステム更新に係る不用額を減額するものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして歳入について御説明いたします。

9ページをお開きください。

款1・診療収入、項2・その他の診療報酬、目1・諸検査等収入2,088万円は、新型コロナウイルスワクチン接種による診療収入でございます。

款4・繰入金、項1・繰入金の節2・特別会計繰入金のマイナス1,892万9,000円は、国保診療所における電子カルテシステム更新に係る特別調整交付金が令和4年度の交付になったことなどに伴い、国保特会からの繰入金を減額するものでございます。

1行戻りまして節1・一般会計繰入金のマイナス1,195万1,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種による診療収入や歳出における電子カルテシステム更新に係る不用額から、先ほど申し上げました国保特会からの繰入金の減額分を差し引いた額を減額するものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第15「第15号議案 令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

それでは、第15号議案、令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の3ページをお開き願います。

令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,399万円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億1,434万5,000円とするものでございます。

それでは歳出より御説明させていただきます。

9ページをお開き願います。

款2・後期高齢者医療広域連合納付金の1. 後期高齢者医療広域連合納付金事業3,399万円は、保険料徴収額相当額の増加による補正でございます。

続きまして歳入でございます。

8ページをお開き願います。

款1・後期高齢者医療保険料の目1・特別徴収保険料791万7,000円と、目2・普通徴収保険料2,607万3,000円は、歳出で御説明申し上げました広域連合への納付金の財源とするものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第16「第16号議案、令和3年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第2回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

それでは、第16号議案、令和3年度豊

能町下水道事業特別会計補正予算（第2回）につきまして御説明させていただきます。

補正予算書3ページをお開きください。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,976万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億6,208万2,000円とするものでございます。

第2条といたしまして、債務負担行為の補正でございますが、6ページの「第2表 債務負担行為補正（変更）」を御覧ください。

これは、事業費の確定に伴い減額するものでございます。

それでは、今回の補正について歳出から御説明させていただきます。

11ページをお開きください。

まず、款1・下水道費、項1・下水道管理費、目1・下水道総務費の公課費の減額でございますが、これは、消費税額の確定により減額するものでございます。

次に、款1・下水道費、項2・下水道整備費、目1・下水道整備費の負担金補助及び交付金の減額でございますが、これは流域下水道事業の事業費の確定に伴う負担金の減によるものでございます。

続きまして、歳入について御説明させていただきます。

10ページにお戻りください。

款5・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金につきましては、事業費の確定に伴い減額するものでございます。

次の款8・町債につきましては、歳出で説明したとおり、流域下水道事業の負担金の減額によるものでございます。

説明は以上でございます。御審議賜り御決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第17「第17号議案 令和4年度豊能町一般会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

それでは、第17号議案、令和4年度豊能町一般会計予算の件につきまして御説明申し上げます。

予算書の9ページを御覧ください。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を69億3,200万円と定めるものでございます。これは、前年度と比べ1億9,500万円、率にして2.7%の減でございます。

予算の款項の区分、金額は、10ページから16ページの「第1表 歳入歳出予算」に記載のとおりでございます。

次に、第2条といたしまして、繰越明許費でございますが、17ページを御覧ください。

「第2表 繰越明許費」のとおり、町道等維持補修事業について、年度内に事業が完了する見込みがないため繰り越すものでございます。

次に、第3条といたしまして債務負担行為でございます。18ページを御覧ください。

「第3表 債務負担行為」のとおり、「まち活」とよのリビングラボ事業から、保育所及び認定こども園給食調理業務委託事業までの九つの事業について、債務負担行為の期間、限度額を定めるものでございます。

次に、第4条といたしまして地方債でございますが、19ページを御覧ください。

「第4表 地方債」のとおり、19ページの1. 農地中間管理機構関連農地整備事

業債から、20ページの7. 臨時財政対策債まで七つの事業について、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

9ページにお戻りください。

第5条といたしまして、一時借入金でございますが、最高額を5億円と定めるものでございます。

次に、第6条といたしまして、歳出予算の流用でございますが、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合、同一款内で各項間の流用ができることを定めるものがございます。

それでは、当初予算の概要について、まず歳出から御説明申し上げます。

なお、事業の内容については、別冊の当初予算説明資料に掲載しておりますので、説明を省略いたします。

予算書の25ページを御覧ください。

款の予算額が前年度と比べ増減が大きいものについて、その主な要因を申し上げます。

款1・議会費は1億1,641万4,000円で、対前年度323万7,000円の増でございます。これは、議会ICT化に伴うシステム利用料などの増が主な要因でございます。

款2・総務費は10億1,824万2,000円で、対前年度7,998万7,000円の減でございます。これは、定年退職者の減に伴う退職手当など、職員手当の減と、昨年度は戸知山周辺整備事業に係る予算措置を行っていたことなどが主な要因でございます。

款3・民生費は21億298万2,000円で、対前年度6,374万7,000円の増でございます。これは、障害者自立支援事業における扶助費の増や、介護保険特別会計への繰出金の増などが主な要因でござい

ます。

款4・衛生費は、9億5,019万6,000円で、対前年度1億205万6,000円の減でございます。これは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の減や、猪名川上流広域ごみ処理施設組合への負担金の減などが主な要因でございます。

款6・農林水産業費は1億1,855万9,000円で、対前年度2,306万2,000円の増でございます。これは、牧地区、高山地区におけるほ場整備事業の増が主な要因でございます。

款8・土木費は5億2,649万8,000円で、対前年度5,496万3,000円の増でございます。これは、光風台大橋の改修事業や下水道事業特別会計への繰出金などが増となる要因でございます。

款9・消防費は4億2,438万5,000円で、対前年度6,735万7,000円の増でございます。これは、箕面市への消防事務委託に係る負担金が増となるものがございます。

款10・教育費は10億3,470万円で、対前年度1億9,164万円の減でございます。これは、昨年度は小中一貫校の基本設計、実施設計に係る事業や、東ときわ台小学校、シーツスの屋上防水・改修事業に係る予算措置を行っていたことによるものがございます。

款11・公債費は6億863万3,000円で、対前年度2,653万9,000円の減でございます。これは、前年度は借換債を財源とした一括償還がございましたが、今年度は償還がないことが主な要因でございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。23ページにお戻りください。

歳入につきましても、款の予算額が前年

度と比べ増減が大きいものについて、その主な要因を申し上げます。

款1・町税は16億1,732万1,000円で、対前年度4,352万5,000円の減でございます。これは固定資産税、軽自動車税は若干増となったものの、個人の町民税の減がそれを上回ったことによるものでございます。

款2・地方譲与税から款11・地方特例交付金まで及び款13・交通安全対策特別交付金は、いずれも令和3年度の決算見込額や大阪府の予算額などから算定したものでございます。

次に、款12・地方交付税は26億7,800万円で、対前年度2億5,200万円の増でございます。これは地方財政計画を参考に、令和3年度の決算見込額から算定し、増を見込んだものでございます。

款14・分担金及び負担金は4,121万9,000円で、対前年度790万8,000円の減でございます。これは、保育所の保育料などの減によるものでございます。

次に24ページを御覧ください。

款15・使用料及び手数料は5,298万9,000円で、対前年度177万9,000円の増でございます。これは留守家庭児童育成室の利用料などの増によるものでございます。

款16・国庫支出金は6億1,162万9,000円で、対前年度2,292万7,000円の増でございます。これは主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や光風台大橋改修事業に係る補助金、障害者自立支援事業に係る負担金の増などによるものでございます。

款17・府支出金は4億5,454万8,000円で、対前年度2,433万8,000円の増でございます。これは、障害者自立支援事業に係る負担金や、後期高齢者医療保

険基盤安定繰入金に係る負担金の増などによるものでございます。

款20・繰入金は6億5,466万3,000円で、対前年度1億205万円の減でございます。これは財政調整基金繰入金は対前年度3,879万9,000円の減、文化振興基金繰入金は、対前年度3,300万円の減、公共施設整備基金が対前年度1,900万円の減などとなったためでございます。

なお、基金の充当先は別冊の当初予算説明資料に掲載しておりますので御参照願います。

款23・町債は2億490万円で、対前年度3億8,740万円の減でございます。これは、臨時財政対策債が対前年度1億8,450万円の減となったことが要因でございます。

なお、地方債残高見込額はこの予算書の163ページに掲載しておりますので、御参照願います。

以上、簡単ではございますが、当初予算に係る説明とさせていただきます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく御願いたします。

○議長（管野英美子君）

日程第18「第18号議案 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

それでは、第18号議案、令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の169ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億2,882万7,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定めるものでございます。

第3条につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものにつきまして定めたものでございます。

それでは内容につきまして、歳出から、主なものにつきまして御説明申し上げます。

187ページをお開き願います。

予算書の187ページから188ページにかけて、款1・総務費、項1・総務管理費の2,624万8,000円は、職員人件費と事業運営に係る事務費、大阪府国保連合会との電算処理に要する経費及び連合会への負担金でございます。

次の款1・総務費、項2・徴収費168万円でございますが、保険料の賦課徴収事務に係る経費でございます。

190ページの款2・保険給付費、項1・療養諸費、17億63万円は、対前年度比4.2%の増となり、令和3年度の医療費などを勘案し予算計上しております。

191ページの款2・保険給付費、項2・高額療養費2億2,529万5,000円は、前年度比11.4%の増となり、令和3年度の医療費を勘案し予算計上しております。

次に195ページをお開き願います。195ページから197ページまでの款3・国民健康保険事業費納付金でございますが、大阪府が決定した標準保険料率により本町に割り当てられた納付金で、大阪府に納めるものでございますが、7億4,703万5,000円で、昨年度より527万8,000円の増額となっております。

198ページの款5・保健事業費、項1・特定健康診査等事業費でございますが、

これは、医療保険者に義務づけられております生活習慣病予防に対する特定健診と保健指導に係る費用でございます。令和3年度は補正予算により実施しました重症化予防や未受診者対策などの事業も含め、3,537万1,000円を計上しております。

次に、202ページをお開き願います。

款8・諸支出金、項2・繰出金の1,506万円でございますが、国保診療所施設勘定特別会計への繰出金で、特別調整交付金として国より交付される額を繰り出すものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の主なものを御説明させていただきます。

お戻りいただきまして、179ページをお開き願います。

款1・国民健康保険料でございますが、5億7,891万5,000円を計上しております。現在、本町独自の激変緩和措置を行っており、令和6年度の保険料統一に向けて、段階的に標準保険料率に近づけていくよう改定をいたします。

182ページの款5・府支出金、項1・府補助金の19億9,523万7,000円でございますが、保険給付費等に対するの交付金でございます。

183ページの款6・繰入金、項1・他会計繰入金、目1・一般会計繰入金1億7,075万6,000円でございますが、保険基盤安定繰入金や地方交付税に算入される分等を一般会計から繰入れするものでございます。

184ページの項2・基金繰入金、目1・国民健康保険事業財政調整基金繰入金1,000万円につきましては、先ほど申し上げました本町独自の保険料激変緩和に用いるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただ

き御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第19「第19号議案 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

第19号議案、令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の213ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8,926万円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

それでは内容につきまして、まず歳出から、その主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

225ページをお開き願います。

予算書の225ページから226ページにかけて、款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の6,699万円は、職員人件費と診療所の運営管理に要する経費でございます。令和3年度からの増額の主な要因といたしましては、令和3年度においては一般会計に計上しておりました再任用職員の給与等について、令和4年度においては診療所施設勘定に計上したことによるものでございます。

次に227ページから228ページの款2・医業費2,092万6,000円は、診療に要する各種検査や歯科技工等の委託料及び医薬品、また内科・歯科電子カルテ用コ

ンピュータのシステム保守等の経費でございます。令和3年度からの減額の主な要因といたしましては、令和3年度は電子カルテシステム更新の費用を計上しておりましたが、更新作業を終え、令和4年度は保守等の経費のみとなったことにございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明させていただきます。

お戻りいただき、221ページをお開き願います。

款1・診療収入、項1・外来収入の予算でございますが、3,357万9,000円で、令和3年度より約11%の減額としております。これは、令和3年度においては診療日の増や診療の充実により診療収入を前年度の10%増とする見込みを立てておりましたところ、コロナ禍による受診控えと相殺される状況にあるため、令和4年度予算におきましては例年並みに戻す予算としたものでございます。

次に223ページの款4・繰入金、項1・繰入金は、一般会計から3,406万3,000円、国民健康保険特別会計からは1,506万円をそれぞれ繰入れをするものでございます。国民健康保険特別会計からの繰入金につきましては、へき地診療所施設の運営補助及び令和3年度に実施しました電子カルテ更新費用に係る補助等として繰り入れるものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第20「第20号議案 令和4年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

第20号議案、令和4年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の239ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億8,812万6,000円と定めるものでございます。

それでは、内容の主なものにつきまして、歳出から御説明させていただきます。

251ページをお開き願います。

251ページから252ページにかけて、款1・総務費は、医療に係る事務と保険料徴収事務に係る事務経費でございます。

次に、252ページの款2・後期高齢者医療広域連合納付金6億6,972万6,000円は、保険料徴収分等を広域連合に納付する負担金でございます。

続きまして、歳入の主なものについて御説明させていただきます。

お戻りいただきまして、247ページをお開き願います。

款1・後期高齢者医療保険料は、特別徴収、普通徴収合わせまして5億9,740万6,000円の収入を見込んでおります。

248ページを御覧願います。

款3・繰入金、項1・一般会計繰入金、目2・保険基盤安定繰入金は、政令軽減分である保険基盤安定繰入金として7,232万円を計上しております。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第21「第21号議案 令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

第21号議案、令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書257ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億5,663万9,000円と定めるものでございます。

第2条といたしまして、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を、262ページの「第2表 債務負担行為」のとおり定めるものでございます。

もう一度257ページにお戻りいただきまして、第3条といたしまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものでございます。

また、第4条につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものにつきまして定めたものでございます。

それでは、内容につきまして、歳出から、主なものにつきまして御説明させていただきます。

275ページをお開き願います。

275ページから276ページにかけて、款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の3,292万1,000円は、主に職員人件費と事業運営に係る事務経費でございます。

277ページをお開き願います。

項3・介護認定審査会費、目1・認定調査等費1,171万3,000円は、主治医意見書等の作成の手数料や、業務委託料の要介護認定調査委託料等の経費でございます。

また、目2・介護認定審査会共同設置負担金1,460万円でございますが、これにつきましては池田市、能勢町、豊能町の1

市2町によります認定審査会の負担金でございます。

278ページを御覧ください。

項5・計画策定等委員会費、目1・計画策定等委員会費175万2,000円は、第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関して実施するアンケート調査等に係る費用でございます。

279ページから285ページにかけての款2・保険給付費でございますが、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画での推計値に基づきまして、前年度比7.05%増の22億3,275万2,000円を計上しております。

次に、286ページの款4・地域支援事業費、項1・介護予防・生活支援サービス事業費の8,223万6,000円は、介護予防日常生活支援総合事業に係る経費で、前年度並みの費用を計上しております。

286ページから287ページにかけての項2・一般介護予防事業費859万6,000円、287ページから291ページにかけての項3・包括的支援事業費・任意事業費5,993万3,000円につきましては、介護予防と自立支援に重点を置いた地域支援事業及び地域包括支援センターの運営に係る経費などでございます。

次に、歳入について御説明させていただきます。

お戻りいただきまして、267ページをお開き願います。

款1・保険料の第1号被保険者保険料でございますが、歳出の保険給付費及び地域支援事業費に対する第1号被保険者負担分に滞納分を含めまして6億1,083万9,000円を計上しております。

次に、268ページをお開き願います。

款3・国庫支出金、目1・介護給付費国庫負担金の現年度につきまして、国の介護

給付費負担分といたしまして4億4,655万円を計上しております。

項2・国庫補助金は、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うための調整交付金や、指標に沿った評価に基づき交付を受けるもので、5,977万2,000円を見込んでおります。

269ページの款4・支払基金交付金、目1・介護給付費交付金の現年度分6億284万3,000円は、第2号被保険者の負担分として、介護給付費の27%に相当する額を計上いたしております。

また、270ページのみ2・地域支援事業支援交付金の現年度分2,454万7,000円につきましては、地域支援事業費の介護予防事業に対する第2号被保険者の負担分、27%に相当する額を計上しております。

次の款5・府支出金の目1・介護給付費府負担金の現年度分につきましては、大阪府の負担分であります介護給付費の12.5%に相当する額、2億7,909万4,000円を計上しております。

271ページの款6・繰入金、項1・一般会計繰入金のみ1・介護給付費繰入金、現年度分でございますが、町の負担分といたしまして、介護給付費の12.5%の2億7,909万4,000円を計上しております。

272ページのみ4・その他一般会計繰入金は、人件費や事務費分として6,199万5,000円を計上しております。

目5・低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者への保険料軽減措置に係る2,192万7,000円を計上しております。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第22「第22号議案 令和4年度

豊能町下水道事業特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

それでは、第22号議案、令和4年度豊能町下水道事業特別会計予算の件について御説明申し上げます。

予算書の305ページをお開きください。

第1条として、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5,587万1,000円と定めるものでございます。

2として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、306ページから「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条として、債務負担行為でございますが、309ページの「第2表 債務負担行為」の表を御覧ください。下水道施設管理事業として、令和4年度から令和8年度までの5か年として、限度額を5,555万円と定めております。

それでは、歳出より御説明いたします。

321ページを御覧ください。

款1・下水道費、項1・下水道管理費、目1・下水道総務費でございますが、下水道事業の運営に係る経費を計上しており、前年度と比べ2,237万4,000円の減となっております。この主な要因は、地方公営企業法適用準備事業と下水道建設基金への積立の減によるものでございます。

322ページを御覧ください。

目2・下水道維持管理費でございますが、下水道施設の適切な維持管理に係る経費を計上しておりまして、前年度と比べ1,500万2,000円の増となっております。この主な要因は、流域下水道負担金の増によるものでございます。

323ページを御覧ください。

項2・下水道整備費、目1・下水道整備費でございますが、下水道施設の建設に係る経費を計上しております。前年度と比べ709万9,000円の減でございます。この主な要因ですが、流域下水道事業負担金が減となったためでございます。

324ページから325ページの項3・浄化槽管理費、項4・浄化槽整備費でございますが、町管理の合併浄化槽の適切な維持管理及び整備に係る経費を計上しており、前年度とほぼ同額でございます。

続いて326ページを御覧ください。

款2・公債費、項1・下水道公債費でございますが、元金と利子の合計額は前年度と比べ321万2,000円の減でございます。減となった要因は、償還が順次終了しているということでございます。

同じく項2・浄化槽公債費でございますが、元金と利子の合計は513万6,000円で、前年度と同額でございます。

続いて、歳入の御説明をします。

315ページにお戻りください。

款2・使用料及び手数料、項1・使用料、目1・下水道使用料、目2・浄化槽使用料ですけれども、こちらについては人口の減少による減を見込んでおります。

続いて316ページをお開きください。

款3・国庫支出金、項1・国庫補助金、目1・下水道費国庫補助金でございますが、ストックマネジメント事業に係る交付金で、事業費の2分の1の500万円を見込んでおります。

317ページを御覧ください。

款4・府支出金、目1・下水道整備費府負担金の50万円でございますが、牧地区のは場整備事業施行に伴い、下水道施設のマンホールポンプの操作盤を移設する必要があり、その費用の一部を大阪府が負担するものでございます。

次は318ページを御覧ください。

款6・繰入金、項1・一般会計繰入金につきましても、雨水対策や浄化槽管理に係る一般会計からの繰入金で、1,654万2,000円の増となっております。主な要因は、使用料収入の減少により、分流式下水道費に係る経費が増加したこと、工事検査員などとの兼務職員の人件費の増などです。

続いて項2・基金繰入金、目1・下水道建設基金繰入金でございますが、前年度に比べ589万8,000円の増となっております。増の要因といたしましては、投資的費用が増となったためでございます。

続いて320ページを御覧ください。

款9・町債でございますが、前年度に比べ2,860万円の減でございます。これは、流域下水道建設負担金と公営企業会計適用債の減によるものでございます。

説明は以上でございます。御審議賜り御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第23「第23号議案 工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

それでは、第23号議案、工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

追送いたしました別刷りの議案書3ページをお開きください。

本件は、豊能町立ふたば園屋根等改修工事請負契約の締結について、当該契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する契約であることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

4ページを御覧ください。

1. 契約の目的 豊能町立ふたば園屋根等改修工事。2. 契約金額 6,534万円。3. 契約の相手方 大阪府豊能郡豊能町野間口149番地の2、岩田建設株式会社代表取締役岩田直樹。4. 契約の方法 制限付き一般競争入札でございます。なお、本件の応札者は2者、予定価格は消費税込みで6,569万4,200円。落札率は99.5%ございました。工期は、議会の議決日の翌日から令和4年9月30日まででございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

これより、本件に対する質疑を行います。秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

秋元です。質問させていただきます。

まず、6,534万円、急に大きな金額なんですけど、これは屋根等となっておりますが、工事はほかに何が入るのか、まず1点です。それぞれの金額も教えていただいたらありがたいです。

それと2点目なんですけど、あそこは以前から建ってる建物と、それから十何年前にふたば園にするときに新しく建った建物がありますね。たしかそうだと思います。まず、今回の屋根とか、どこを修理するかははっきり見えてこない。その箇所を教えてください。併せて、それぞれの建物の建設年度を教えてください。

それともう一つ、今回工事することによって6,534万円、それだけでいろいろ修理することによって、その後何年この建物がもつというお考えなのかも、以上三つ、お尋ねします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

お答えさせていただきます。

今回の工事概要ですけれども、屋根の防水工事です。約1,100平米程度。あと内部改修で、倉庫あるんですけれども、それが15平米程度。外壁の改修としましてテラスのコーキングなどがございます。

建築年度ですけれども、施設につきましては平成元年度に幼稚園の園舎を整備しております。平成11年度に保育室の増室とテラスの設置をしております。平成22年度に認定こども園にするため、保育所の施設の整備をしております。

今回の工事の屋根ですけれども、これは平成22年度に保育所を増設しておりますけれども、そのところは行いません。そのほかの古いところにつきましては、屋根をカバー工法でほとんど行うということになっております。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

あと何年。

○こども未来部長（八木一史君）

何年もつかということですが、屋根につきましては約15年程度、耐用年数は10年から15年程度というふうに考えております。

以上です。

○議長（管野英美子君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

最初にこれ頂いたとき、6,500万円にまずびっくりして、それで家帰って何かの拍子に、私は勘違いしてたんだろうなと。650万円じゃなかったかなと、自分でね。自分で自分を信用できなくなって、やっぱり見たら6,500万円。べらぼうに高いな

と正直思うんですね。というのは、プレハブでも6,500万円出したらかなりのものが準備できるんじゃないかなと。それを考えてまして、今、再編計画ですから、古い建物のほうで34年たっている。そうすると、今度、今、学校が空くとか、そういったほうで、そこに移転させようとか、そういった、今回この予算を出す前にそういったお考えとか、提案とか、そこまで考えてここを出されたかどうかお尋ねしたいと思いますが、いかがですか。

それと、テラスとか云々というのは必要なものですか、これ。つくづく、今回だっこの予算、当初予算を立てるのに全般的に約5%下げなくちゃいけないとか、いろいろ聞かせていただきました。そういった中でテラスとか外壁とか。なおかつここ、ずっと子ども園として活用していくのかどうかも含めて非常に疑問なのでお答え願います。

もう1点、多分これ補助金か何かつくと思うんですね。ですからそういった内訳もお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

6,500万円が高いというお話ですが、これは設計業者、委託しまして、工事単価に基づき適正に設計できておるというふうに考えております。

ほかに移転、考えたかということなんですけれども、その前に12月議会に予算を計上させていただきましたのは、12月に予算出すためには11月には予算決めなあかんですけれども、この11月時点では公共施設等適正管理推進事業債というのが令和3年度までの措置であったということで、12月議会でお認めいただいて、8月まで

には工事を終えたいというふうに申し出ておりました。これで5月の連休とか8月の夏季休暇を挟みまして、そのときに、子どもがいない、子どもが少ないときに工事を行って、9月の新学期には間に合わせたいというふうに考えておりました。

テラス等必要なのか、外壁もということですが、これにつきましてはテラス、当然必要と考えております。子どもの保育・教育については環境は非常によい環境と思っておりまして、また外壁からもちょっと水が入るといふようなこともありますので、その辺も一緒に改修したいというふうに考えております。

また、ずっとあの場所を使っていくのかということなんですけれども、ほかの場所を検討したか、これにつきましては、平成元年6月の定例議会におきまして一般質問、秋元議員さんからの質問があったと思うんですけれども、町長のほうからは、東地区についてふたば園を使っていくというふうな回答をさせていただいているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

ということは、今やっている公共施設再編計画の中に、このふたば園は入らないって理解させていただいてよろしいですね。今後、少なくとも35年はこの施設を使い続けると、そういう理解でよろしいですか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

ふたば園につきましては、この公共施設再編計画の対象施設にも、当然学校教育施設でございますので、再編施設の対象に入

ってございます。ただ、今後その施設の再編の在り方についてどのように考えていくのかというのは、今後検討させていただきたいと、そのように考えております。

○議長（管野英美子君）

35年使い続けるのかという、答弁は。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

屋根の耐用年数、先ほど私、10年から15年ぐらいと言うたと思うんですけれども、こちらに2小2中になりまして義務教育学校、こちらに設置しますので、保幼小中一貫教育という面では、こちらに義務教育学校がある限りふたば園は存続していきたいというふうに考えております。

（発言する者あり）

○こども未来部長（八木一史君）

それで、施設のほうですけれども、小学校施設が空けばそちらに施設を作ることも可能ではないかというふうな趣旨かなというふうにも思うんですけれど、認定こども園の設置に、西地区ですね、当たりまして、他市の視察にも行っております。そのとき、小学校を改修して認定こども園を設置されたという自治体もあったんですけれども、結構学校施設と認定こども園の施設に差がありまして、トイレとか授乳室、給食設備など、そこでは200人規模の認定こども園を作られたんですけれども、建物のほとんど3分の2近くを壊して新築したというふうな例も聞いております。フルリニューアルですね。そうしたほうが使いやすい施設になるということで聞いておりまして、その市町村ではそれに約8億円を要したというふうに伺っております。だから今の財政状態を見ましても今のふたば園を継続して使っていくほうがいいのではないかとこのように考えております。

○議長（管野英美子君）

吉田正子議員。

○3番（吉田正子君）

ちょっとすみません。ちょっと私もこの金額を聞きましてびっくりしているので、ちょっと契約の内容まで書いてないので、ちょっとお聞きしたいんですけども、今、未曾有の雨とかいろいろありますので、もしこのやっていただいた後、雨漏り等不手際があった場合、向こうはちゃんと補償とかそういうのは契約にちゃんと書いてあるんでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

契約ですけども、当然瑕疵担保期間を定めておりまして、約10年だったと思うんですけども、その辺は契約で定めておるところでございます。

○議長（管野英美子君）

吉田正子議員。

○3番（吉田正子君）

その瑕疵担保があるということは、もし何か起こった場合無償でやっていただけるんでしょうか。そこをちょっとお願いします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

先ほど申しあげました瑕疵担保期間というのは、要するに業者の施工にミスであるとかそういった不手際があって、結果として町に損害を与えた場合、例えば無償であるとか場合によっては損害賠償等が見込めるという形になっております。

○議長（管野英美子君）

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

秋元議員の質問に関連するんですけど、やっぱりもう先が見えないんですよ。早く、公共施設の再編の中に副町長入ってるって言うけども、令和8年度の段階で子どもたちの人数考えたら、明らかにまたそこでどうするかという議論がずっと続いていくわけですよ。豊能町においては。町長の判断で2小2中にしました。そうしたら2小2中にする限りはそれを補う施策をどんどん打って、それで大丈夫っていう、未来までつながる計画がすぐに出てこなければ、延々とこんな議論ばかりするんですよ。どこか作るにも、じゃあ学校がもし使えたらどうなるんだとか、もし学校が2小2中で、二つ、耐震化できている、豊能町の数少ない耐震化できている施設ですよ。いろいろな企業が学校の空き施設、吉本興業の東京本社なんか学校の空いたところ使ってますよね。別に本庁を移動したっていいですよ。そういうことも、2小2中を残すって言った限りはそういう、本庁をどうするかとか、そういうことも考えていかないといけない。そこの豊能町の未来が全く見えてこないんですね。やはり公共施設の再編というのは今までずっと何年も言ってきたんですよ。町長変わるたびにこれどうしましょうか、どうしましょうかって、大体書いていること同じなんです。ぜひとも、中間報告の間していただきましたけども、最終報告早く出して町民の方に豊能町はいつまでも安心して生活できるんだよっていうことを示していく必要があると思いますよ。町長どうお考えですか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

ありがとうございます。

私も就任をする前から学校の再編それから公共施設の維持管理、これが課題であるということはもう認識をしておりました。私は今まで公共施設再編計画の中のその中で真剣な議論が今までできてなかったというところに対して、今回中間の報告書までいただいて、これがまっすぐ進められるというように認識しております。これからは住民の皆さんとその施設の在り方についても十分検討していかないといけない時期、時間が要しておりますので、それらをしっかりとやらせていただきたいと存じております。

(発言する者あり)

○議長 (管野英美子君)

静粛をお願いします。ほかに質疑ございませんか。

高尾靖子議員。

○11番 (高尾靖子君)

今、議案と違うという意見もありますけれども、しかし高額な費用、改修費用が出ているわけですから、この財政難の中で大変きちっとしていくことは大事なことで、それで学校の再編とかいろいろ、公共施設の再編あるんですけども、2小2中である限りやはり東地域にはこのふたば園はずっとあるべきだと思いますので、この工事、改修に対して十分、耐用年数10年から15年って今おっしゃいましたけれども、それ以上もつ限りやはり安全に直されてきちっと続けていっていただきたい。これは要望ですけれどもね。2小2中いう限りは東地域にもきちっと存続をさせていっていただきたい、そのように思います。

(発言する者あり)

○11番 (高尾靖子君)

残るんですけどね。東にも西にも同じ条件で残してほしいということを言ってます。

そういうお考えは、計画はあるということでもよろしいですか。

○議長 (管野英美子君)

答弁を求めます。

川村副町長。

○副町長 (川村哲也君)

今回中間報告書を取りまとめたというところでございますので、今後、個別施設のほうは検討させていただきたいというふうに考えておりますので、今後住民と、庁内でも意見合意形成も図りまして進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 (管野英美子君)

高尾靖子議員。

○11番 (高尾靖子君)

これ以上言えばおかしくなるんですけども、まちづくりの観点からやはり若い人たちが住み続けられるまちっていうことでは、東地域にもやはりきちっとした保育所整備、小学校、小中学校の整備っていうのは大事だと思いますので、誰でもが学びできる、地域で学ぶ、地域で育つっていうことをおっしゃってるわけですから、その点しっかりと続けていっていただきたい。これはもう強く要望しておきます。

○議長 (管野英美子君)

要望ですね。ほかにございませんか。

中川敦司議員。

○4番 (中川敦司君)

中川です。

金額が高いというような、そのような懸念のような話も出ておりますけども、実際の面積は先ほど1,100平米とおっしゃってましたですかね、該当するその面積といえますか、実際、屋根の工事というのは足場組んだりも当然やらなあかんのかなと思いますが、一般の家庭なんかでも屋根の補修とかいうふうな、ふき替えとかのときには当然足場組んだり、屋根の工事も当然や

りますけども、そういったことを考えるとどうなのかな。一般家庭で発生する屋根の工事、一般家庭の場合やったら200平米あるかないか、百数十平米かな、屋根の面積、それぐらいになるかと思いますが、それに係る費用と比べたら妥当な金額というふうに考えられるのかどうか。その辺りもちょっと試算をされてると思いますがちょっと状況をお伺いできたらと思います。要はこの金額が妥当である、当然設計もきちっとされてると思いますけれども、その辺りどうなんでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

お答えします。

妥当かどうかということですけども、それについては設計業者が単価に基づいてやっております、それは町のほうでも検査しておりますので妥当と考えております。

また工法につきましてはシングルの屋根を全部かぶせるといふところとか、玄関のところについては金属屋根の塗装改修とか、倉庫内は防水改修、バルコニーの床の改修等々ありまして、その辺考えてこの金額がなっておって、当然妥当であるというふうには考えております。

○議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

あと、工期ですね。9月までにというふうなことですけども、この9月まで実際約半年かかるような工期になっておりますが、その面積も確かに広いんかもしれませんけれども、実際それだけかかる理由というのはどういったところにあるのでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

工期の件ですけども、この工事におきましては乳児、幼児、保育士等いながらの工事になります。この点で工事制限されます。いながら工事ですので、まず原則、資材搬入搬出は日祝日で実施すると。騒音振動の伴う作業は園児のお昼寝時間12時半から15時ぐらいは不可であると。8時45分から9時、13時45分から14時15分の登下校時間のための正面からの通行等作業は行わないことというふうな、相当制限をかけております。音の出るとかそういうまとまった工事についてはゴールデンウィークの子どものいないとき、また夏休みの子どもの少ないときを想定して行いますのでこのぐらいの期間になるというふうな考えております。

○議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

そういった意味で、じゃあ工事やって、だあっと一気に工事ができるというふうな、そういうふうな内容ではなさそうだというふうにも私も解釈をさせていただきました。そういった意味では実際工事をされる、する側、工事する側からしてみると非常にちょっとやりづらいいかなというふうな感じにも受け取ったんですけども、そういったところも考慮しての金額というふうな形に受け取ることはできるのでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

議員のおっしゃるとおり、工期を考えての設計金額、入札金額になっておることをございます。

○議長（管野英美子君）

ほかに質疑ございませんか。

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

この工事は一部の補修工事なんか、その後全面的に改修工事をすんのんか、今、議論聞いてても内容が分からんからね。6,500万円ぐらいの工事かな。これが高いとかいうことやけども、全面的に屋根を張り替えたり、また壁をめくって張り替えたりなんかすんのやったら6,500万円、7,000万円かかりますやんな。ただ、一部だけを補修工事ですんのやったらそないかからへんと思うのやけどね。その辺が分かってんことには何ぼ議論したかて、再編計画がどうのこうの言うたかて、そんなもん全然関係ないこっちゃから。その辺をお願いしますわ。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

工事ですけども、屋根について22年に保育所部といいますか、そこを増築しましたけども、その屋根を除いた全ての屋根についてカバー工法でやりかえるというふうな工事でございます、屋根の古いところは全てやりかえるという工事でございます。

○議長（管野英美子君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

すみません。反対討論させていただきます。なぜこの金額、金額そのものより町の

方針にこだわります。一つが今回屋根補修するところ、34年前に建てたということです。今回の公共施設再編計画の中間報告を読ませていただくと、西地区でもやっぱりそういった古い建物があると。今後それらを改修していくのか複合施設にしていくのか、きちっと話していかなくちゃいけないということは報告されてます。そういった中で今回この6,500万円の屋根、それは直してあげたいです。私も思います。ただ、この先ふたばこども園をあ施設のままするのかどうか、そこのところのお返事が、使うと言われてみたり、いやそうしてみたら、言ってみたら学校を使おうと思ったらやれ8億円かかった。副町長は再編計画の中で考えていきたい。町の方針が全くはっきり見えない。私は今回この金額を6,500万円かけて、いやあそこは今後も使っていきますと、再編計画の中には組み入れませんというお答えが聞かれたなら賛成させていただきましたけど、そういったお返事がなかったものですし、答弁も聞きますと副町長と町長とやっぱりそれぞれ違ったように思いましたので、そういった点から反対させていただきます。以上です。

○議長（管野英美子君）

次に、賛成討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第23号議案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立10：1）

○議長（管野英美子君）

起立多数であります。

よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いた

しました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、3月8日午前9時30分より会議を開きます。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後0時26分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

令和4年度町政運営方針

- 第3号議案 豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件
- 第4号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件
- 第5号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件
- 第6号議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件
- 第7号議案 豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正の件
- 第8号議案 豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正の件
- 第9号議案 豊能町都市計画法施行条例改正の件
- 第10号議案 豊能町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例改正の件
- 第11号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件
- 第12号議案 令和3年度豊能町一般会計補正予算（第7回）の件
- 第13号議案 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件
- 第14号議案 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第4回）の件
- 第15号議案 令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）の件
- 第16号議案 令和3年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第2回）の件
- 第17号議案 令和4年度豊能町一般会計予算の件
- 第18号議案 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
- 第19号議案 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
- 第20号議案 令和4年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 第21号議案 令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件

第 2 2 号議案 令和 4 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件

第 2 3 号議案 工事請負契約の締結について

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 10番

同 11番